

質問書に対する回答

件名) 東北自動車道 那須管内トールゲート改築実施設計

番号	質問箇所	質問事項	回 答
1	特記仕様書 2-4	本業務は実施設計であり、共通仕様書3-2-2「実施設計」に記載されている通り、基本設計に基づいて設計を行うと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書 1-3	貸与いただける関東支社管内 PCトールゲート改築基本設計には、矢坂IC、西那須野塩原IC、那須ICについて、共通仕様書「基本設計」の基本設計図書がすべてそろっていると考えてよろしいでしょうか。異なるのであれば、貸与いただける基本設計図書の内容を具体的にお教え願います。	全てそろっております。
3	特記仕様書 2-3	設計を行うICの敷地は明確になっていると考えてよろしいでしょうか。	明確になっております。
4	特記仕様書 2-6	それぞれのトールゲートは道路内建築には当たらないと考えてよろしいでしょうか。また、道路内建築にあたる場合、その申請にかかる費用については別途支給と考えてよろしいでしょうか。	今回設計対象としている3箇所のトールゲートは、全て道路内建築には当たりません。
5	特記仕様書 2-6	既存トールゲートの解体にあたり、改築の申請敷地内には改築するトールゲート以外の建物は一切ないと考えてよろしいでしょうか。他に建物がある場合、それらの法適合確認についての調査は一切不要と考えてよろしいでしょうか。	今回設計対象としている敷地には改築するトールゲート以外の建物が存在しておりますが、質問番号4の回答のとおり、トールゲートは建築物ではないため、申請は不要であり、ご質問にある調査も不要です。

質問書に対する回答

件名) 東北自動車道 那須管内トールゲート改築実施設計

番号	質問箇所	質問事項	回 答
6	特記仕様書 2-6	敷地内のトールゲート以外の建物について、法適合確認の調査が必要な場合には、その費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	上記4, 5のとおり、ご質問の費用は発生しません。
7	特記仕様書 2-6	敷地内のトールゲート以外の建物について、鉄筋探査調査、超音波調査等の特殊機器を使用した調査は一切不要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	特記仕様書 2-6	それぞれの申請敷地は市街化区域でしょうか、市街化調整区域でしょうか。	上記4, 5のとおり、申請は不要です。 なお、今回設計対象としている敷地は、市街化区域、市街化調整区域のいずれでもありません。
9	特記仕様書 2-6	トールゲートの設計にあたり、外構の設計は、おおむね建物から2mの範囲と考えてよろしいでしょうか。	工事の施工に必要な範囲で設計を行ってください。
10	特記仕様書 2-6	トールゲートを設計するための道路の設計は完了し、地盤高さや形状は変更がないと考えてよろしいでしょうか。	道路は既存のままとし、形状の変更はありません。

質問書に対する回答

件名) 東北自動車道 那須管内トールゲート改築実施設計

番号	質問箇所	質問事項	回 答
11	特記仕様書 2-6	トールゲートの解体については、新トールゲートが建設完了した後に解体となるのでしょうか。工事ステップをお教え願います。	同一箇所での改築となるため、解体・新築となります。 工事ステップについては、特記仕様書2-6-4に記載のとおり本設計にて検討していただく内容となります。
12	特記仕様書 2-6	料金事務所への接続トンネルは本設計業務外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	特記仕様書 2-4-2	積算において見積検討資料の作成は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
		以下余白	